福岡県福岡市中央区天神三丁目 14番 31号 メディアファイブ株式会社

> 代表取締役社長 上野 英理也 (コード番号: 3824 Q-Board)

問合せ先:常務取締役管理本部長 吉行 亮二

(電話番号:092-761-0078) http://www.media5.co.jp/

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年7月23日開催の取締役会において、定款を一部変更する議案を、平成22年8 月25日開催予定の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお 知らせいたします。

記

- 1. 定款変更の目的
 - (1) 今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第2条に目的事項の追加を行うものでありま
 - (2) その他定款全般にわたり、語句の修正を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. コンピュータ関連のソフトウエアの企画、設計、	1. コンピュータ関連のソフトウエアの企画、設計、
開発、販売、保守、賃貸、管理	開発、販売、保守、賃貸、管理
2. コンピュータの周辺機器の企画、開発、販売	2. コンピュータの周辺機器の企画、開発、販売
3. 情報処理サービス業 <u>および</u> 情報提供サービス業	3.情報処理サービス業 <u>、</u> 情報提供サービス業 <u>及び</u>
	通信提供サービス業
(新設)	4. 情報通信システムの設計、開発、運営管理、賃
	貸及びこれらに関するコンサルティング業務
4. インターネットホームページの製作、企画立案	<u>5</u> . インターネットホームページの製作、企画立案
<u>5</u> . 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業	6. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
<u>6</u> . 有料職業紹介事業	<u>7</u> . 有料職業紹介事業
<u>7</u> . コンピュータ技術者養成のための研修事業	<u>8</u> .コンピュータ技術者養成のための研修事業
<u>8</u> . キャラクターの企画・開発・販売	<u>9</u> . キャラクターの企画・開発・販売
<u>9</u> . 経営コンサルタント業務	<u>10</u> . 経営コンサルタント業務

10. 前各号の業務に付帯する一切の事業

(機関の設置)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の ┃第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査役

第2章 株式

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、 法令または本定款のほか取締役会において定め る株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取 締役会の決議によって定める。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

- 載または記録された議決権を有する株主をも って、その事業年度に関する定時株主総会にお いて権利を行使すべき株主とする。
 - 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役 会の決議によって、あらかじめ公告して、一定 の日の最終の株主名簿に記載または記録され た株主または登録株式質権者をもって、その権 利を行使することができる株主または登録株 式質権者とする。

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 8 月にこれを招 | 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 8 月にこれを招 集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これ を招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長とな | 第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長と る。

変更案

11. 前各号の業務に付帯する一切の事業

(機関の設置)

- 関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査役

第2章 株式

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法 令又は本定款のほか取締役会において定める株 式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締 役会の決議によって定める。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

- 第 10 条 当会社は毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記 |第 10 条 当会社は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に 記載又は記録された議決権を有する株主をも って、その事業年度に関する定時株主総会にお いて権利を行使すべき株主とする。
 - 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役 会の決議によって、予め公告して、一定の日の 最終の株主名簿に記載又は記録された株主又 は登録株式質権者をもって、その権利を行使す ることができる株主又は登録株式質権者とす る。

(招集)

集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時こ れを招集する。

(招集権者及び議長)

なる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会にお いてあらかじめ定めた順序により、他の取締役 がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 開示)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類および連結計算書 類に記載または表示すべき事項に係る情報を、 法務省令の定めるところにより、インターネッ トを利用する方法で開示することにより、株主 に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名 を代理人としてその議決権を行使することが できる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を 証明する書面を当会社に提出しなければなら ない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第16条 当会社の取締役は7名以内とする。

(選任方法)

- 第 17 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決 | 第 17 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決 権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行う。
 - 2 取締役の選任については、累積投票によらない ものとする。
 - 3 取締役の解任決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の過半数を有する株主が 出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選 | 第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選 定する。

変更案

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会にお いて予め定めた順序により、他の取締役がこれ に代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 開示)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類 に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務 省令の定めるところにより、インターネットを 利用する方法で開示することにより、株主に対 して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

- を代理人としてその議決権を行使することが できる。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証 明する書面を当会社に提出しなければならな い

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

- 権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行う。
 - 2 取締役の選任については、累積投票によらない ものとする。
 - 3 取締役の解任決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の過半数を有する株主が 出席し、その議決権の3分の2以上をもって行 う。

(代表取締役及び役付取締役)

定する。

2 取締役会の決議により、取締役会長および取締 役社長各1名、取締役副社長、専務取締役およ び常務取締役各若干名を選定することができ る。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除 |第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除 き、取締役社長が招集し、その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会にお いてあらかじめ定めた順序により、他の取締役 がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 取締役および各監査役に対して発するものと する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮す ることができる。
 - 2 取締役および監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す ることができる。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議事項について、当該 |第 22 条 当会社は、取締役会の決議事項について、当該 事項の議決に加わることのできる取締役全員 が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をし、監査役が異議を述べないときは、取締 役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほ ほか、取締役会において定める取締役会規程に よる。

第5章 監査役

(員数)

第25条 当会社の監査役は3名以内とする。

(報酬等)

第28条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定め

変更案

2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役 社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常 務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- き、取締役社長が招集し、その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会にお いて予め定めた順序により、他の取締役がこれ に代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各 ┃第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各 取締役及び各監査役に対して発するものとす る。但し、緊急のときはこの期間を短縮するこ とができる。
 - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで取締役会を開催する ことができる。

(取締役会の決議の省略)

事項の議決に加わることのできる取締役全員 が書面又は電磁的記録により同意の意思表示 をし、監査役が異議を述べないときは、取締役 会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

か、取締役会において定める取締役会規程によ る。

第5章 監査役

(員数)

第25条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(報酬等)

第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定め

第6章 取締役および監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 取締役会の決議をもって、取締役(取締役であ った者を含む。) および監査役(監査役であっ た者を含む。)の任務を怠ったことによる損害 賠償責任を、法令が定める範囲で免除すること ができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項により、社外 取締役および社外監査役との間に、任務を怠っ たことによる損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、その賠償責任 の限度額は、社外取締役については50万円以 上であらかじめ定められた金額または法令が 定める金額のいずれか高い額、社外監査役につ いては法令が定める金額とする。

第7章 計算

(剰余金の配当)

第 31 条 剰余金の配当は、株主総会の決議により、毎年 │第 31 条 剰余金の配当は、株主総会の決議により、毎年 5月31日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年11月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主 または登録株式質権者に対し、中間配当を行う ことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第33条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日 から満3年を経過してもなお受領されないと きは、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2 未払いの剰余金の配当および中間配当には利 息をつけない。

変更案

第6章 取締役及び監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 取締役会の決議をもって、取締役(取締役であ った者を含む。)及び監査役(監査役であった 者を含む。)の任務を怠ったことによる損害賠 償責任を、法令が定める範囲で免除することが できる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定によ り、社外取締役及び社外監査役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。但し、その賠償 責任の限度額は、社外取締役については50万 円以上で予め定められた金額又は法令が定め る金額のいずれか高い額、社外監査役について は法令が定める金額とする。

第7章 計算

(剰余金の配当)

5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録さ れた株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年11月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された 株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第5項の規定による剰余金の配当(以下、「 中間配当」という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第33条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日 から満3年を経過してもなお受領されないと きは、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2 未払いの剰余金の配当及び中間配当には利息 をつけない。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成 22 年 8 月 25 日 平成 22 年 8 月 25 日

以上